

入札説明書

1. 告示日 令和3年4月28日(水)
2. 工事名 グループホームあじさい新築工事
3. 工事場所 空知郡奈井江町字チャシュナイ1037-172・1037-27
4. 施主名 社会福祉法人ないえ福祉会 理事長 林 裕章
5. 設 計 香西建設建築事務所
6. 告示期間 令和3年4月28日(水)～令和3年5月11日(火)まで
7. 事業の内容 工事仕様書及び設計図面のとおり
8. 入札及び契約に関する事務を担当するものの名称と所在地
 - (1)名 称 障がい者支援施設ないえ
 - (2)場 所 〒079-0303 空知郡奈井江町字東奈井江77番地
電話 0125-65-5301 FAX 0125-65-5215
ホームページアドレス <http://www.naiefukushikai.or.jp>
9. 入札説明書等の配付等
 - (1)入札説明書などの資料は、次のとおり配付する。
 - ・インターネットにて、当施設のホームページよりダウンロードしてください。
 - ・当ホームページよりダウンロードできない方については、FAXしますので連絡をくださるようお願い申し上げます。
10. 入札及び開札の日時及び場所
 - (1)日 時
 - ・入札受付 令和3年5月31日(月)午後1時15分から1時30分まで
 - ・開 札 令和3年5月31日(月)午後1時30分
 - (2)場 所 障がい者支援施設ないえ ゆここむ作業棟
空知郡奈井江町字東奈井江77番地
11. 入札参加資格
次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - (1)入札参加希望者は、単体企業とする。
 - (2)北海道における競争参加資格(建築工事)がC等級以上であり、過去15年間に当該発注する工事等と同種と認められ、かつ、おおむね同規模のものと認められる工事等の元請負人としての施行の実績がある者であること。
 - (3)過去3年間、国及び北海道の競争参加資格指名停止を受けていない者であること。

- (4)奈井江町・砂川市・浦臼町・新十津川町管内に本社・本店を有し、メンテナンスの対応が敏速に対応出来る者であること。
- (5)建設業法(昭和24年法律第100号)における建築一式工事業の許可を有すること。
- (6)個人情報・機密情報等の取扱いが整備されている者であること。
- (7)現場代理人を現場に専任で配置できること。

次に掲げる者でないこと。

- (1)政令第167条の4の規定に該当する者
- (2)手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は入札執行日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (4)民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

12. 入札の参加申請

入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札参加資格申請書(様式 1)に次に掲げる書類を添えて令和3年5月11日(火)午後4時までに提出しなければならない。尚、申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)の提出方法は、持参によることとし、他の方法によるものは受け付けないものとする。参考図面については、現場説明時にお渡しいたします。

- (1) 同種工事等施行実績書(別記様式3)
- (2) 配置予定技術者経歴書

13. 入札の参加通知

発注者は、申請書等の提出があったときは、入札の参加通知として、入札参加希望者に入札参加資格受理票(様式 2)を令和3年5月14日(金)までにお渡しいたします。

14. 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

15. 入札方法等

入札回数は原則として2回までとする。入札書の提出時に積算内訳書を提出するものとする。

- (1)入札書は書面により、直接持参して提出すること。
- (2)代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。
- (3)入札書記載金額は、消費税抜きの金額とする。

16. 契約保証金

落札者は、契約金額の100分10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 過去2年以内に国または地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が本役務の契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約等を締結し、その証書の写しを提出するとき。

17. 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しない又は該当しなくなったものによる入札。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札。
- (3) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であって、開札時において11に定める参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。
- (4) 入札書の提出時に積算内訳書の提出を求めている場合において、積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札。

18. 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

19. 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札価格に達しない場合は、最低価格者との話し合いを希望する。